

○下川町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則  
(平成16年11月29日規則第20号)

改正	平成17年10月21日規則第32号	平成19年7月5日規則第19号
	平成20年12月1日規則第25号の2	平成22年12月30日規則第23号
	平成24年2月1日規則第2号	平成30年6月28日規則第10号
	令和3年3月26日規則第6号	令和5年6月30日規則第27号

(趣旨)

第1条 この規則は、下川町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例(平成16年下川町条例第20号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

(募集)

第2条 町長又は教育委員会(以下「町長等」という。)は、条例第2条に規定する指定管理者の公募においては、下川町役場前掲示板への掲示又は広報紙若しくはホームページへの掲載等、必要な措置を講じなければならない。

(申込資格)

第3条 条例第3条に規定する申込みができる者は、団体であつて、次の各号のいずれにも該当しない者とする。

- (1) 法律行為を行う能力を有しない者
  - (2) 破産者で復権を得ない者
  - (3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項(同項を準用する場合を含む。)の規定により本町における一般競争入札等の参加を制限されている者
  - (4) 地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「自治法」という。)第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けたことがある者
  - (5) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- 2 その他申込資格に関して必要な事項は、町長等が別に定める。

(申込書等)

第4条 条例第3条に規定する指定管理者の指定の申込みは、次の各号に例示する書類を提出することにより行うものとする。

- (1) 別記様式第1号による申込書
- (2) 申込み資格を有していることを証する書類
  - ア 法人にあつては、当該法人の登記簿謄本
  - イ 非法人にあつては、団体の代表者の身分証明書
  - ウ 定款、寄附行為、規約その他これらに相当する書類
  - エ 別記様式第2号による申込資格に関する申立書
  - オ 国税及び地方税の納税証明書(募集要綱の配布開始日以降に交付されたもの)又は納税義務がない旨及びその理由を記載した申立書(別記様式第2号)
- (3) 管理を行う公の施設の事業計画書
- (4) 管理に係る収支計画書
- (5) 当該団体の経営状況を証明する書類
  - ア 前事業年度の収支(損益)計算書又はこれらに相当する書類(既に財産的取引活動をしている団体のみ。)
  - イ 前事業年度の貸借対照表及び財産目録又はこれらに相当する書類(作成しているもののみ。)
  - ウ 現事業年度の収支予算書及び事業計画書(既に財産的取引活動をしている団体及び新たに指定管理者になろうとする施設の業務以外の事業を開始する団体のみ。)

エ 団体の事業報告書を作成している場合は、当該報告書

オ 団体の役員名簿及び組織に関する事項について記載した書類又はこれらに相当する書類

(6) その他町長が必要と認める書類

(選定委員会の設置)

第5条 指定管理者の選定を公平かつ適正に行うため、下川町公の施設に係る指定管理者選定委員会(以下「選定委員会」という。)を置く。

2 町長等は、条例第4条及び第5条に規定する指定管理者の候補者の選定にあたっては、選定委員会の意見を聴くものとする。

(選定委員会の組織)

第6条 選定委員会は、10人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、総務企画課長、税務住民課長、保健福祉課長、建設水道課長、産業振興課長、教育課長、その他委員長が必要と認める者をもって充てる。

(委員長)

第7条 選定委員会に委員長を置き、委員長は総務企画課長を充てる。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員のうちから委員長があらかじめ指名した者が職務を代理する。

(会議)

第8条 選定委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 選定委員会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

(審議)

第9条 選定委員会は、下川町の公の施設に係る指定管理者に応募した者について審議し、町長に意見を述べるものとする。

(関係職員の出席等)

第10条 委員長は、必要があると認めるときは、関係職員の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(処務)

第11条 選定委員会の処務は、総務企画課において処理する。

(指定の通知)

第12条 条例第6条第1項に規定する指定管理者の指定の通知は、別記様式第3号によるものとする。

2 条例第6条第2項に規定する指定管理者の指定の告示は、別記様式第4号によるものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成17年10月21日規則第32号)

この規則は、公布の日から施行し、平成17年10月1日から適用する。

附 則(平成19年7月5日規則第19号)

この規則は、公布の日から施行し、平成19年7月1日から適用する。

附 則(平成20年12月1日規則第25号の2)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成22年12月30日規則第23号)

この規則は、平成23年1月1日から施行する。

附 則(平成24年2月1日規則第2号)

この規則は、平成24年2月1日から施行する。

附 則(平成30年6月28日規則第10号)

この規則は、平成30年7月1日から施行する。

附 則(令和3年3月26日規則第6号)

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和5年6月30日規則第27号)

この規則は、令和5年7月1日から施行する。

別記様式第1号(第4条関係)

[別紙参照]

別記様式第2号(第4条関係)

[別紙参照]

別記様式第3号(第12条関係)

[別紙参照]

別記様式第4号(第12条関係)

[別紙参照]